

草加市自転車ネットワーク計画パブリックコメントの実施結果について

1 意見募集

- (1) 募集期間 平成30年12月20日～平成31年1月18日
(公表の日から30日後、30日間)
- (2) 意見提出方法 郵送、F a x、電子メール、直接持参
- (3) 募集結果 提出意見 2件(1名)

2 いただいたご意見に対する市の考え方

「草加市自転車ネットワーク計画」素案に対し募集期間(12月20日～1月18日)中に寄せられたご意見について、次のとおり市の考え方を公表します。

ご意見の概要	市の考え方、対応
自転車ネットワーク計画路線の整備優先度の評価について	草加市自転車ネットワーク計画は上位計画のまちづくりの基本となる計画(都市計画マスタープラン2017-2035)と合わせ、平成31年から平成47年(2035年)を計画期間としております。計画期間内でも道路整備の進捗状況や、自転車の利用実態に合わせて、整備優先度も含めた計画の見直しの検討を行ってまいります。
自転車のマナーについて	本計画では自転車の安全で快適な利用環境を整備することを目的とした、自転車専用通行帯の整備などのハード面の自転車対策の計画となりますが、自転車の安全な利用環境の創出には自転車利用者のマナー向上が非常に重要と考えており、平成29年に草加市自転車の安全な利用に関する条例を策定したところです。この条例では自転車利用者の責務を規定しております。また、引き続き自転車利用者のマナー向上のため、自転車マナーの周知を始めとした、啓発活動を行ってまいります。

お問合せ
交通対策課 交通政策係
048-922-1051 内3623